

令和4年度 抜粋版

# 浜松学院大学短期大学部 自己点検・評価報告書

## 目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	
【基準Ⅲ 財的資源】 .....	
[テーマ 基準Ⅲ 財的資源] .....	
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	
[テーマ 基準Ⅳ-B ガバナンス] .....	

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

#### <根拠資料>

略

#### [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」である。ここには、人間として生きる重要な基盤である「誠の精神」をもった人間を育成することが明確に示されている。

建学の精神に関しては、本学の玄関ロビー・学長室・その他学内適所、本学のホームページ、令和4年度の『学生便覧』等に掲載し、建学の精神の共有に努めている。また適時、教育の場面においても建学の精神の学内共有化に努めている。なお、建学の精神は、毎年教授会などで再検討しており、これを継続実施している。

教育の効果については、建学の精神をはじめ、教育理念・教育の目的・学習成果を『学生便覧』に記載し、又、量的データの指標は明確にしており、平成29年度より、S(秀)評価を導入した。さらに、質的データに関する内容も整理し、教職員、学生に周知させている。

また、3つのポリシー(ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー)も順次、見直しを重ねて、よりよいものに改善させていくため、また、平成30年度の認証評価の際、指摘もあったことから、令和2年度に改定した。(『学生便覧』、『大学案内』)今後も、建学の精神を具体化している教育目的・目標に照らして、学習成果の獲得を向上させるための取り組みを進めて、自己点検・評価活動を実施し、PDCAサイクルに役立つようにしていく。

自己点検評価における成果と課題改善意識については、全教職員活動の最優先課題として一丸となって取り組んでいる。毎年課題改善をしPDCAサイクルに努めているが、さらに課題改善に対応する実践的な工夫を継続し、PDCAサイクルを一層常態化していきたい。

#### [区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では教員免許状更新講習を実施しており令和4年度についても企画していたところであったが、コロナ禍のため縮小開催となった。また、子どもの未来創造センターを開設し、講演会を企画したが、これもコロナ禍のため、やむなく中止となった。

本学はふじのくに地域・大学コンソーシアムに加盟し、中でもプラットフォームふじのくに地域・大学コンソーシアムの構成校である。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神には「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」と、地域社会に向けて行動する精神が謳われている。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

#### <根拠資料>

略

#### [区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

#### <区分 基準 I -B-1 の現状>

本学は幼児教育科単科であるが、その教育目的・目標は本学の建学の精神に基づいて学則に定められており、学則はホームページで掲載され、学内外に表明している。

幼児教育科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検し、学園の事業報告として理事会、評議員会に報告している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学修成果は、ディプロマポリシー (卒業認定・学位授与の方針) として定めている。「建学の精神である「誠の精神」に基づき、幼児教育と保育士養成に関する専門性の修得に加えて、豊かな人間性を涵養し、高い京証を体得する教育課程を編成し実施する。」として、幼児教育科の教育目的・目標にも基づいている。

この学習成果は、子どもフェスティバルと卒論発表会によって公表している。特に子どもフェスティバルについては、例年、近隣の子どもたちを招いて発表してきたところであるが、令和4年度においては、コロナ禍のため、学内のみで実施している。

学習成果については、学生への授業評価アンケート、卒業判定会議においての結果・分析によって定期的に点検している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

三つの方針は関連付けて一体的に、さらに運営会議、教授会を経て組織的議論を重ねて策定している。

また、この三つの方針を踏まえた教育活動を行い、大学のホームページ、学生便覧、大学案内を通して学内外に公表している。

幼児教育科の三つの方針は、以下のとおりである。

**【ディプロマ・ポリシー (卒業の認定・学位授与の方針)】**

建学の精神である「誠の精神」に基づき、「誠の人」として、高潔な倫理観と豊かな人間性を持つ保育者を養成する。

具体的には保育者としての理論・技術・実践力を修得し、そのうえで、責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する。

**【カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)】**

建学の精神である「誠の精神」に基づき、幼児教育と保育士養成に関する専門性の修得に加えて、豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成し、実施する。

具体的には、基本教育科目においては、社会、歴史、哲学、自然に関する科目、コミュニケーションスキルとしての日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語、さらには情報処理と健康・スポーツの科目を配置する。専門教育科目においては、幼稚園教職課程と保育士養成課程の科目を配置するほか、それに加えてゼミナール科目を配置し、教育内容の統合化を行う。

#### 【アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）】

教育目的に定める人材を育成するため、保育者になりたいという熱意を持ち、教育目的に向かって不断の努力を惜しまない者、さらには高等学校までの基礎的な学力を有する者を入学者として求める。

このような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施する。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

三つの方針を一体的に策定し、内外に示しているが、地域社会や保育者、受験生に対して効果的に伝え、本学の方針をより理解してもらいたいと考えている。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

#### <根拠資料>

略

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

平成19（2007）年に自己点検・評価委員会規定がつくられ、以後、2年ごとに委員が選出されている。最初の委員会で、平成20年度『自己点検・評価報告書』

を作成し、平成20年10月に大阪健康福祉短期大学と相互評価を行って、平成21年度『相互評価報告書』を公表した。続いて、平成22年度『自己点検・評価報告書』を作成して平成22年10月に第三者評価を受けた。

平成23・24・25・26年度報告書は、ホームページ上で公表した。平成27年度のもの印刷に付して、年度内（平成28年2月）に、聖セシリア女子短期大学と相互評価を行った。平成28年10月には『相互評価報告書』を作成した。（印刷は平成29年度3月）また、同時に平成28年度『自己点検・評価報告書』を作成した。さらに、平成29年6月に刊行する、平成29年度『自己点検・評価報告書』によって、第三者評価を受け、財団法人短期大学基準協会による第三者評価機関別評価結果として、適格と認められている。

令和2年度からは自己点検・評価委員会規程を改正し、整備した。規定に基づき、自己点検・評価委員会を開催している。

なお、令和4年度『自己点検・評価報告書』を作成し、ホームページ上で公開している。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

学修成果の査定としては、学生が地域の子ども、保護者を招き、自分たちの成果を発表する子どもフェスティバル、卒業研究発表会、卒業判定、授業評価アンケートの実施の四つを実施している。子どもフェスティバルはコロナ禍のため、やむなく学内実施となっている。

査定の手法については、教育方法部、教務部が中心に定期的に点検している。

教育の向上・充実のため、授業評価アンケート結果に基づき、PDCAサイクルを活用している。

常に事務長が中心となって教育関係法令の変更などを確認し、各部、各グループに指示を出して、法令を遵守する体制としている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

現状、高等学校等との意見交換・聴取を行っていないが、今後、併設校である浜松学院高校と定期的に意見交換・聴取を行い、内部質保証を実施していくことを検討している。

また、学習成果を焦点とするアセスメントとして、卒業時のアンケート実施を検討している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は次のとおりである。

3つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）も順次、見直しを重ねて、よりよいものに改善させていくため、平成28年度に改定した。今後も、建学の精神を具体化している教育目的・目標に照らして、学習成果の獲得を向上させるための取り組みを進めて、自己点検・評価活動を実施し、PDCA サイクルに役立つようにしていく。

自己点検評価における成果と課題改善意識については、全教職員活動の最優先課題として一丸となって取り組んでいる。毎年課題改善をし PDCA サイクルに努めているが、さらに課題改善に対応する実践的な工夫を継続し、PDCA サイクルを一層常態化していきたい。

これに対する実施状況を以下に述べる。

3つのポリシーについては、また、平成30年度の認証評価の際、指摘もあったことから、令和2年度に改定した。（『学生便覧』、『大学案内』）今後も、建学の精神を具体化している教育目的・目標に照らして、学習成果の獲得を向上させるための取り組みを進めて、自己点検・評価活動を実施し、PDCA サイクルに役立つようにしていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後の自己点検・評価の課題については、卒業時、卒業後のアンケートを実施すること、また、高等学校等の意見聴取を行うように改善していく。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

#### <根拠資料>

略

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりである。

#### 【ディプロマ・ポリシー（卒業の認定・学位授与の方針）】

建学の精神である「誠の精神」に基づき、「誠の人」として、高潔な倫理観と豊かな人間性を持つ保育者を養成する。

具体的には保育者としての理論・技術・実践力を修得し、そのうえで、責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する。

成績評価の基準、資格取得の要件については、「保育者としての理論・技術・実践力を修得」することに集約されている。

また、卒業の要件については、それに加えて「そのうえで、責任感と誠実さ、社会性、向上心を身につけた者に対して卒業を認定する。」とし、必修となっているゼミナールの科目においてその卒業要件が検証されている。

以上のことは、短期大学設置基準に則り、社会的・国際的に通用性がある。また、定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

- ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

##### 【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

建学の精神である「誠の精神」に基づき、幼児教育と保育士養成に関する専門性の修得に加えて、豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成し、実施する。

具体的には、基本教育科目においては、社会、歴史、哲学、自然に関する科目、コミュニケーションスキルとしての日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語、さらには情報処理と健康・スポーツの科目を配置する。専門教育科目においては、幼稚園教職課程と保育士養成課程の科目を配置するほか、それに加えてゼミナール科目を配置し、教育内容の統合化を行う。

短期大学設置基準に則り体系的に編成し、学習成果に対応した授業科目を編成しているが、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めていない。このことについては、ほとんどの学生が幼稚園教員免許と保育士資格を取得するため多くの単位数を履修するからである。これについては検討中である。

成績評価は短期大学設置基準に則り判定している。

シラバスには必要な「授業の到達目標」（学習成果）、「授業の概要」（授業内容）、「授業時間数」（授業計画）、「成績評価方法」（成績評価の方法）、「成績評価基準」（基準）、「テキスト」「参考書」「履修にあたっての留意点」「必要な準備学習の具体的内容及びそれに必要な時間」「課題に対する教員からのフィードバックについて」「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」等を明示している。

教育課程の見直しについては、文部科学省の教職課程の改正や保育士課程の改正に応じて、また教養科目の見直しについては独自に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

カリキュラム・ポリシーの「豊かな人間性を涵養し、高い教養を体得する教育課程を編成し、実施する」に基づき、教養科目を編成している。具体的には基本教育科目（教養科目）として「社会、歴史、哲学、自然に関する科目、コミュニケーションスキルとしての日本語、英語、そして地域性を鑑みてポルトガル語、さらには情報処理と健康・スポーツの科目を配置」している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は学科の目的が「幼児教育・保育の専門家を養成すること」としており、職業に学科の実施体制はそれに特化している。常に測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

##### 【アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）】

教育目的に定める人材を育成するため、保育者になりたいという熱意を持ち、教育目的に向かって不断の努力を惜しまない者、さらには高等学校までの基礎的な学力を有する者を入学者として求める。

このような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施する。

本学の入学者の受け入れに関する方針は、学習成果に対応しており、大学案内、選抜要項に入学者受け入れに関する方針も明確にされており、入学者選抜の方法（総合、スカラシップ、推薦、一般、社会人等）は、入学者受け入れの方針に対応している。それぞれの選抜の「趣旨」「選抜方法」として入学前の学修成果の把握・評価を明確に示しており、また高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

また、「入学手続および入学時納付金」に授業料、その他入学に必要な経費を明示している。アドミッション・オフィスとしては、入試・広報グループがそれに対応しており、教員組織で入試・広報委員会が協力して適切に対応している。

特に併設校である浜松学院高校の進学担当教員と意見交換をし、入学者受け入れの方針について定期的に点検している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

各科目の学修成果はシラバスの到達目標で明示されている。学習成果は学生の単位修得状況で確認され、また、測定可能となっている。

#### [区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学修成果の獲得状況については、GPA分布や教員免許状・保育士資格の取得率で測定可能で、ホームページで公表している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価については、本学は幼児教育科単科であり、就職先はほぼ教育実習先・保育実習先であることから、実習依頼時や実習訪問時に卒業生の評価も伝えられ、それは大学で共有化されている。

大学にて共有化された情報は、大学内で共有化され、学習成果の点検の機会となっている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育課程の課題について、特に問題と思われるものは、短期大学設置基準に則り体系的に編成し、学習成果に対応した授業科目を編成しているが、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めていないことであった。

しかしながら、令和4年度から下記のように規定した。

令和4年度からはキャップ制を導入することとした。前学期のGPAが3.00以上の者は、次学期における履修可能な単位数は上限26単位とした（通常は上限24単位）。教職課程及び保育士養成課程のいずれかの履修者で前学期のGPAが3.00以上の者は、次学期における履修可能な単位数は上限30単位とした（通常は上限28単位）。これにより、GPAで高い数字を得た者は、通常より多くの授業を履修できる。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

略

#### [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価してい

- る。
- ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学においては、学習成果の獲得状況については、シラバスに示した成績評価基準により、評価しており、また授業評価についても年二回、受けて授業改善に活用している。

本学においては、1年次にはクラス担任、2年次にはゼミ担任制を敷いており、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っており、事務職員も協働して実施している。また、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

本学には、令和3年度より図書館に代わってラーニング・ラウンジが整備され、学生の利便性を向上させている。短大図書館は、授業が行われる1号館とは離れたところに立地され、学生の利用者が少なく不評であったが、利用者は伸びている。

また、学内LANを整備し、パソコンやスマートフォンの利用を促進している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対しては、入学までに準備の資料を送り、また入学前教育を行うなど授業や学生生活の情報を提供している。また、入学式直後にオリエンテーションを二日間にわたって実施し、学習、学生生活のためのオリエンテーション、学習の方法や科目選択のためのガイダンスを行っている。

学生便覧を発行し、学習支援となるようにしている。

基礎学力が不足するための支援は行っていない。

クラス・ゼミナール制を採用し、教員が学生の学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を確立している。

通信を行う課程は本学には存在しない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は行っていない。

留学生の受入れ及び留学生の派遣については、コロナ禍という事情もあり、実施していない。

学修成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づく、学習支援方策については、検討中である。

#### [区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学は、学生生活支援のための教職員の組織として、学生委員会と事務の組織学務グループが置かれている。

クラブ活動、学園行事として大学と共催する学園祭、学友会など学生が主体的に参加する活動の支援体制を整えている。学内には大学会館内に学生食堂・売店、自動販売機を整備しているが弁当の持参者が多く、利用は少ないのが現状である。学務グループで下宿の斡旋、浜松学院大学短期大学部奨学金の貸与、学生支援機構の奨学金・高等教育修学支援制度などの手続きを行っている。

学生相談委員会、学務グループにて学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の意見については、授業評価アンケートで聴取しているが、学生生活全般には至っていないことが課題である。

留学生・社会人については本学は在席していない。障害者受け入れのため、階段に補助装置を整備したり、スロープで校舎に入室できるなどの設備を整えている。

長期履修制度を設け、履修生を受け入れている。

学生は二年間で教育実習・保育実習に追われているため、学生の社会的活動は推進していないが、自主実習という形で幼稚園・保育所などで地域貢献活動・ボランティア活動を行っている。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、建学の精神と教育理念に基づいたディプロマポリシーに即して、職業教育を実施している。学生のほぼ全てが保育士または幼稚園教諭を将来の職業として目指していることから、それに即した職業教育を1年次より2年次の卒業間際まで行っている。

具体的には、教員組織の就職委員会と事務組織のキャリア支援グループの就職担当が協力して部会を開催し、学生の就職指導の計画立案や実施状況の確認を行っている。

また、本学の就職指導は次のような特徴がある。教員はゼミ学生を中心に、就職活動についての助言等を行っている。しかし教員の指導格差による学生の就職活動に差異が起らないように、就職活動全般についての個々の学生の相談や助言は、事務の就職担当が中心になって行っている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

教職員の情報リテラシーには差があるため、互いの活用事例を紹介しあうなどして、各自のスキルアップを図る必要がある。

また、学生からの学習上の悩みの相談については、他の学生相談の内容とは異なり、教務の担当の教員を中心に個々の教員がその都度対応している現状であるので、今後はその体制作りが求められることが課題である。

なお、優秀な学生に対するさらに高度な内容の学習指導についての対応を、今後も検討していくことも課題であろう。

学生の相談内容の多様化が進んでいる現状をふまえて、教員間、また教務、就職、相談室といった部署との連携をとるようにしているが、個人情報への配慮をしながらも、さらにきめ細やかな対応が必要になると思われる。

経済的状況により、在学が危ぶまれる学生も増えており、早めの支援を行うことが求められるので、相談しやすい体制を整えることが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生支援の特記事項として「スポーツデイ」と「共同授業」を挙げたい。

#### 【スポーツデイ】

##### <行事概要>

スポーツデイは、学生対象のリクレーション行事の一つである。

10月下旬から11月上旬に行われるゼミナール対抗のスポーツ大会である。幼児教育科のスポーツ大会ということもあって、玉入れやリレー、綱引き、ボール送りなど、幼稚園や保育所でも行われるレクリエーションの色が強い種目も取り入れられており、スポーツの競技会というより運動会の雰囲気に近い。

同じゼミナールの1年生と2年生が交流し、協力して同じ目標を目指して体を動かす機会となっている。このスポーツデイをきっかけに、お揃いのTシャツや応援用の小物を作

成するゼミナールも多い。学生たちはレクリエーション色が強い種目でも真剣に競い合い、終了後は「ゼミナールのメンバーと以前よりも親しくなれた」という感想が毎年聞かれる。

各ゼミナールから1年生2年生とも数名ずつの「スポーツデイ委員」を選出し、事前準備や当日の進行を行う。学生、教職員の合計人数約250名が参加する大規模な行事ということで、委員以外の学生たちも積極的に会場設営や片付けに協力する。こうした行事づくりの経験は、幼稚園や保育所の運動会がどのような準備を経て開催されているか、当日の滞りない進行や安全管理のためにどのような目配りが必要とされるかを実践的に学ぶ機会になり、学生たちが保育者に求められる能力を獲得する上でも効果を挙げていると思われる。

### 【共同授業】

共同授業とは、静岡県西部地域の7大学【静岡大学、静岡文化芸術大学、常葉大学（浜松キャンパス）、聖隷クリストファー大学、浜松学院大学・短期大学部、静岡理工科大学、静岡産業大学】及びふじのくに地域・大学コンソーシアム西部地域連携事業実施委員会が協力して、共同で行う授業である。この授業は、レポート及び出席状況等による成績基準を満たせば単位の取得ができる。

なお、授業は、共同授業の参加大学の教授陣によって、オムニバス形式で行われ、7大学の学生のみでなく、一般市民も授業を受けることができる。

## <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「成績評価の基準を、5段階にすることについては、教務委員会（旧教務部会）で議論をしてメリット、デメリットを整理し、さらに学務グループとも協議をした上で実施の可否について案を決めた。部長会で検討を行い教授会に提出して、決定した。GPAの導入についても同様に、平成29年度から実施している。

また、学生支援については、学生生活アンケートでアルバイトを長時間している学生が多いことから予想されるように、学生は経済的な余裕はあまりないと思われる。そこで、平成30年度の入試より「経済支援特別入試」を新たに加えることにより、保育者を希望しながら経済的な理由で諦めざるを得なかった生徒が本学に入学できる道を開くことを実施する計画でいる。加えて、保育者になるためには必須ともいえるピアノの技術習得についても、授業内では個人指導で行っているが、授業以外でもスプリングレッスン・サマーレッスン・オータムレッスンを行っている。これをさらに充実させることを検討している。また学生生活アンケートで見られたように、学生はスマートフォンを利用した情報の入手や発信を盛んに行っているため、それを言い易い環境としてのWi-Fiアクセスポイントの増設を検討していく。」を行動計画とした。

これを踏まえて、成績評価の基準を5段階にして、「優」の上に「秀」の評価（90～100点）を設けたことで、より厳格に成績を評価できるようになった。また、それに伴い、「優」

は 80 点から 89 点とした。

さらに、令和 4 年度からはキャップ制を導入することとした。前学期の GPA が 3.00 以上の者は、次学期における履修可能な単位は上限 26 単位とした（通常は上限 24 単位）。教職課程及び保育士養成課程のいずれかの履修者で前学期の GPA が 3.00 以上の者は、次学期における履修可能な単位数は上限 30 単位とした（通常は上限 28 単位）。これにより、GPA で高い数字を得た者は、通常より多くの授業を履修できる。

図書館機能をラーニングコモンズ・ラーニングラウンジを短大の校舎内に設置し、学生が図書資料の貸与をしやすくなったり、学習する場を確保したりすることが容易となった。

## 【基準Ⅲ 財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ 財的資源]

#### [区分 基準Ⅲ-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-1の現状>

資金収支においては、令和4年度は、次年度繰越支払資金が学園全体で、12億780万円となり、財務状況は一定の改善がなされている。

本短期大学部では、次年度繰越支払資金が4億5,100万円となり、支払資金に対して均衡を保っている。

事業活動収支においては、学園全体では平成29年度以降各年度1億円前後の支出超過

の状況が続いていたが、令和3年度には教育活動収支差額がプラスに転じ、令和4年度決算においても、基本金組入れ前で6,900万円の黒字を計上した。

要因として、特に高校部門において寄付金、補助金の増額による収入が増加したものであり、黒字を達成したのは高校部門のみであった。

本短期大学部では、基本金組入れ前の収支差額において、令和3年度は510万円の黒字となったものの、令和4年度では480万円の赤字となった。

退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準に大学と短大は私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れている。高校以下の学校については、県退職金団体よりの交付金との差額を繰り入れている。

資産運用については、寄附行為、経理規程等に基づき安全でかつ適切に管理している。現在は、すべてが定期預金であり、有価証券は保有していない。

財政上の現状を踏まえ、平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする中・長期計画に基づき、財務状況の改善を図るべく、学園の各部門では定員充足への努力が行われるとともに、学園全体での協力や連携も進められている。本短期大学部においても、受験者数の減員という不安要素もあり、校舎のメンテナンスや使用計画を進めるとともに、学生の学ぶ意欲や内容の質向上のための取り組み、ブランディングや広報活動への一層の注力を進めている。

学生の総定員充足率については、学園全体（学生、生徒、園児）では、令和5年度で80%であり、本短期大学部でも86%にとどまっている。

**[区分 基準Ⅲ-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

**[注意]**

基準Ⅲ-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

#### <区分 基準Ⅲ-2の現状>

本短期大学の強みは、浜松市を中心に本県西部地区に広く、幼稚園や保育所の「先生」を養成する学校として、広くその存在を知られていることである。また、単科の小規模校として、教職員も学生もまとまり易いことである。弱みは、幼児教育に特化しているため、短期大学や幼児教育をとりまく状況の変化を、まともに受けるということである。

事業収支の均衡を保ち、引き続き地域の保育者供給に貢献するためには、本短期大学の強みであるブランディングや小規模校としての面倒見の良さを生かし、地域の保育系専門学校との競合に打ち勝ち定員を充足することが必要である。

また、学科の教育目標に基づいて定めている学習成果を達成するためには、教員組織、事務組織の強化が求められている。教育に全力を発揮できる教員と、それをサポートする職員の適正配置について、スムーズな世代交代を念頭に入れた人事計画を検討している。

#### <テーマ 基準Ⅲ 財的資源の課題>

少子化と地方都市において、特に顕著な人口減少、高校生の進学先の多様化（大学と専門学校）により、本学園を取り巻く状況は依然として厳しく、学生、生徒、園児の確保は困難さを増している。短期大学部においても、定員を充足できておらず、学園全体でも不安定な財政状況と言える。経営改善計画において、学生生徒園児確保や補助金、事業収入などあらゆる収入確保及び経費縮減に取組み、学園全体の基本金組入前の収支差額の赤字を解消することを目標（令和5年度決算時）としており、実現に向けた着実な計画遂行が大きな課題となっている。

学園全体及び本短期大学の経営指標については、これまでも本短期大学部においては、情報を共有できるようにしてきたが、今後も、的確な情報の把握のために、情報の検討、分析、議論をして、一致した危機意識と見通しを持てるようにする。

#### <テーマ 基準Ⅲ 財的資源の特記事項>

なし

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

#### [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。建学の精神及び教育理念・目的を理解し、法人事業を継続するための経営基盤の強化や健全な財務態勢の確立に取り組むとともに、社会の要請に応え質の高い教育を提供することを通じ、学園の発展に寄与している。また、寄附行為及び法令の定めるところにより、理事会の付託とチェックのもとで、学校法人を代表し、その業務を総理している。さらに、寄附行為及び法令の規定に従い、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を得た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為及び私立学校法第 36 条の規定に則り、理事長が招集し、議長を務

め、適切に運営されており、所定の事項について審議するほか、重要な法人運営方針等については特別に審議・議決をおこなうなど、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしている。また、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要に応じて、寄附行為等が定める所定の手続きにより、規程の改正等を行っている。

なお、理事会には、各部門から役員以外の幹部職員等の陪席者が出席しており、学園運営に関する協議内容を直接理解できる環境は、理事長の意志が理事会を通じて各部門に直接伝わることであり、各部門における理事長のガバナンスの発揮に繋がっている。

理事会は、経営責任を担うとの認識のもと、諸学校に対する適正な財政措置等についても強く関与すること等により、法人事業の適正な管理運営を支えている。短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集するとともに、その社会的責任を認識し、私立学校法及び学内規程の定めるところに従い、情報公開を行っている。各部門における第三者評価に対しても、適切な役割を果たすとともに、責任を負っている。

また、理事会に常任理事会を設け、よりの確な現状把握や深化した議論がなされている。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しているものの中から、寄附行為及び私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき12名が選任され、適切に構成されている。選任は、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）や兼任制限等、関係法令の規定に従い、適切に行われている。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、学内での議論や理事会の協議を経て、学園の将来像とこれを実現するプロセスを表す中・長期計画「興誠未来創造計画」を策定した。理事等の役員をはじめ、学園内のすべての教職員がこの計画の実現に向け、具体的な試みを行っていくことが必要である。そのためには、先ず、計画実現の基本となる経営基盤の強化のため、学生生徒等の確保、補助金の獲得、寄附金等の財源の確保に努めていく。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

### [テーマ 基準IV-B ガバナンス]

#### [区分 基準IV-B-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準IV-B-1 の現状>

監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、学校法人の業務及び財務の状況について監査及び指導助言を行うとともに、理事会等に出席して各学校の事業内容や経営全般に対して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。業務執行等については各部門に対して監査を実施し、意見や提案等について監事意見書に取りまとめ報告している。

[区分 基準IV-B-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準IV-B-2 の現状>

評議員会は、学園寄附行為及び私立学校法第44号に基づいた選任された30人の評議員をもって組織され、関係法令に則り、予算や事業計画のほか、財務に課する事項や重要な運営方針等について、理事長の諮問に応え適切に運営されており、客観的な立場からのチェック体制が機能している。

評議員会は、寄附行為及び私立学校法第44条に基づき選任された30人の評議員をもって組織している。評議員の数は、理事の定数12人の2倍を超えている。

評議員会は、寄附行為及び私立学校法第41条に基づき、招集、議事等、適正に運営している。また、寄附行為及び私立学校法第42条の規定に従い、予算、資産の処分、事業計画、寄附行為の変更、その他運営に関する基本方針等の重要事項等について、理事長の諮問に応えている。

#### <テーマ 基準IV-B ガバナンスの課題>

理事長は、学内での議論や理事会の協議を経て、学園の将来像とこれを実現するプロセスを表す中・長期計画「興誠未来創造計画」を策定した。理事等の役員をはじめ、学園内のすべての教職員がこの計画の実現に向け、具体的な試みを行っていくことが必要である。そのためには、先ず、計画実現の基本となる経営基盤の強化のため、学生生徒等の確保、補助金の獲得、寄附金等の財源の確保に努めていく。

教授会の審議事項の前に、学事経営報告として、学長より、理事会の報告と大学全体の懸案事項等の報告が行われている。その報告は簡潔にして要を得たものであるが、教授会構成員全体でさらに学園と大学全体についての一層の共通認識を持てるようにすることが必要である。

本学園の監事は適切に業務を執行してきているが、学校法人の運営上の課題が益々増大していく中で、適切な財務処理に加え、業務全体の執行にわたる監査指導・助言機能等が重要になっている。このため、監事業務を補助し、または自らガバナンスを監視監督する学内監査について検討していく。

評議員会は、人数も多くなるため意見が出しにくくなりがちであるため、意見を求めたいことを整理して議論する等、会議の持ち方や進行に工夫が必要である。

<テーマ 基準IV-B ガバナンスの特記事項>

なし